

ネーミングライツパートナー募集要領

1 目的

武豊町では、町民サービスの向上と、施設の親しみやすさや魅力の向上を図ることを目的に本町の公共施設に愛称を付けることができるネーミングライツパートナーを募集します。

2 対象施設、履行期間及びネーミングライツ料（税込）

番号	施設名	ネーミングライツ料	履行期間
1	武豊町立図書館 (字山ノ神 135 番地 1)	年額 60 万円以上	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日
2	武豊町総合体育館 (大字東大高字清水 128)	年額 50 万円以上	
3	武豊町中央公民館 (字山ノ神 20 番地 1)	年額 40 万円以上	
4	武豊町運動公園 (大字富貴字久原 1 番地 3)	年額 30 万円以上	
5	武豊町地域交流センター (字忠白田 11 番地 1)	年額 30 万円以上	

※契約締結後は、履行期間前であっても、正式な愛称使用開始日を示した上でネーミングライツパートナーが作成するパンフレット等において広報することは可能とします。

※1 番から 5 番の施設に複数応募することができます。(但し、「7. 優先交渉者の選定」において条件あり。)

3 ネーミングライツに伴う費用負担

ネーミングライツ料のほか、愛称の変更に伴い生じる各種経費の費用負担区分は、次のとおりとします。

項目	施設管理者 (町、指定管理者)	ネーミングライツ パートナー
施設看板、敷地内外の看板及びサインシステム等の表示変更及び新規設置費用※1		○
原状回復費用 ※2		○
パンフレット等、印刷物やホームページの表示変更 ※3	○	

※1 各種看板及びサインシステム等の表示変更は、町の提示する箇所について行ってください。また、ネーミングライツパートナーの提案による新規看板等の設置や町の提示する箇所以外の既設看板等の変更については、可否も含め町や関係機関と協議のうえ、決定します。

※2 武豊町ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 12 条の規定による契約期間の満了、要綱第 19 条の規定による取消しに伴う場合とします。

※3 パンフレット等の更新時期に合わせて随時変更します。

4 愛称

(1) 愛称表記の条件

分かりやすさや呼びやすさ等、町民の理解が得られる愛称とします。なお、正式名称はそのままとします。

(2) 使用を禁止する愛称

要綱別表第2（第5条関係）に該当するものは愛称として使用することができません。

5 応募資格

法人格を有する団体に限ります。また、要綱別表第1（第4条関係）のいずれにも該当しないものとします。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年7月31日（金）午後3時まで

※提出書類持参の場合の受付時間は、本庁舎開庁日の午前9時から午後3時まで

（水曜日は午後5時15分まで）とします。また、郵送の場合は、募集期間最終日の午後5時必着とします。

(2) 提出方法

メール、持参または郵送（提出期限必着）

(3) 提出書類

下記提出書類についてやむを得ない場合を除き原則メール（電子データ）にてご提出ください。メールでの提出が難しい場合は原本1部、副本6部ご提出ください。

※副本は原本の写しで差し支えありません。

ア ネーミングライツパートナー申込書（要綱様式第1号）

イ 事業者の概要を記載した資料（任意様式）

ウ 法人登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し。ただし、発行後3か月以内のもの

エ 町外を所在地とする事業者については、納期限が到来している直近の市区町村民税（法人住民税）の納税証明書

オ 直近1か年の決算報告書

カ 地域貢献の活動実績又は計画書（任意様式）

キ 愛称に商品名を使用する場合は、当該商品の概要がわかるもの

ク その他町長が必要と認める書類

ケ ネーミングライツパートナー申込みに係る誓約書（要綱様式第2号）

複数の施設に応募する場合は、アからカについては、1部のみのご提出で構いません。

(4) 提出先

〒470-2392 武豊町字長尾山2番地

武豊町役場 政策推進部 経営戦略課

Eメール: keiei@town.taketoyo.lg.jp

件名は【(企業名) ネーミングライツパートナー申込】としてください。

(5) 質問受付等

応募に関しての質問受付等は、次のとおりです。

ア 質問受付期間

令和8年5月1日(金)から令和8年7月31日(金)まで

イ 質問方法

質問書(任意)に記入の上、メールで 政策推進部 経営戦略課まで提出してください。また、未到達を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。

・提出先: 政策推進部 経営戦略課

受付時間は、本庁舎開庁日の午前9時から午後3時まで

・Eメール: keiei@town.taketoyo.lg.jp

Eメール送信後の電話連絡先: 0569-72-1111 政策推進部 経営戦略課まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は、質問を受けた日から7日以内(土日を除く)に回答します。

ただし、質問内容が全応募者に関連する場合は全応募者に回答します。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

募集要領に定める条件を見直し、再度、公募を実施するか、又は募集を取り止めます。

7 優先交渉者の選定

募集期間終了後、申し込み内容を審査基準に基づき審査し、優先交渉者を選定します。

(1) 武豊町広告審査会の開催

審査会を開催し、以下の審査基準に沿って総合的に審査し、可否及び順位を決定します。

(2) 優先交渉者審査基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
a ネーミングライツパートナーについて	・町の施設のネーミングライツパートナーとしてふさわしいか	10
b 愛称案	・町民に受け入れられるか ・浸透しやすい愛称か	30
c 地域貢献、地域要件	・地域貢献の活動実績又は計画の内容	20

	・町内に本社、支店又は営業所等を有するか	
d 施設の魅力向上	・施設の魅力向上に繋がるか	10
e 提案金額（年額）	・提案金額が最高のものを1位とし30点を付与し、2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を30点に乗じた得点	30
合計		100

※1 提案金額の得点＝30点×提案金額／最高提案金額（小数点以下切捨て）

A者：提案金額500万円（100万円×5年） 応募者の中の最高金額→30点

B者：提案金額400万円（100万円×4年） …30点×400万円／500万円→24点

※2 全委員の点数を平均し、平均得点によって順位を決定し、一番得点の高い者を優先交渉者とします。

※3 全委員の点数を平均し、平均得点が配点の6割未満の応募者は失格とします。

※4 同点の場合は、e（提案金額）、b（愛称案）、d（施設の魅力向上）、c（地域貢献、地域要件）、a（ネーミングライツパートナーについて）の順に比較して順位を決定します。

※5 応募者が1者の場合も、審査基準に基づき審査することとします、ただし全委員の点数を平均し、平均得点が配点の6割に満たない応募者は失格とします。

※6 「2 対象施設、契約期間及びネーミングライツ料」にある対象施設の1番から順に優先交渉者を決定します。複数の施設に応募している場合、優先交渉者と決まった応募者は、次の施設の優先交渉者になることはできません。但し、応募者が1者のみの施設がある場合はこの限りではありません。

例：A社：図書館と総合体育館に応募

B社：図書館と総合体育館と中央公民館に応募

C社：総合体育館のみ応募

【図書館】A社80点、B社70点の場合

A社は図書館の優先交渉者となり、総合体育館の申込みは無効

【総合体育館】A社：無効 B社80点 C社70点の場合

B社が優先交渉者となる。

【中央公民館】

B社の1社のみの応募のため、B社が60点以上なら優先交渉者となる。

※7 複数の応募ある施設において、優先交渉者から辞退の申出があった場合には、応募者のうち、点数の高い順に優先交渉権を得ることができます。

（3）審査結果の通知

優先交渉者決定後速やかに、応募者全員に審査結果を通知します。（要綱様式第3号）

8 契約等

(1) 優先交渉者と契約に向けた協議

町は優先交渉者と契約に向けた協議を行います。ただし、優先交渉者と合意に至らなかった場合は次点以下の交渉順位に沿って協議を行います。契約締結後、ネーミングライツパートナーの名称、愛称、ネーミングライツ料、愛称使用期間等を町のホームページや広報紙等で広く公表します。

(2) 契約

合意に至った場合は、優先交渉者をネーミングライツパートナーとして採用する通知をし（要綱様式第4号）、契約を締結します。

また、契約に至ったネーミングライツパートナーとは、次回の契約において優先的に交渉することができます。

その際には、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めます。

9 ネーミングライツパートナーに対する特典

(1) 愛称普及のため、町は積極的に愛称を使用するとともに、関係団体等へ周知します。

(2) ネーミングライツパートナーのホームページ等でネーミングライツパートナーであることを広報することができます。

(3) イベントの企画等、ネーミングライツ事業を活用した提案をすることができます。（事業提案頂いた内容は必要に応じて協議を行います）

10 ネーミングライツ料の支払い

使用期間の初年度分については、令和9年3月末日までに支払うものとし、2年目以降についても、前年度の3月末日までに当該年度分を支払うものとします。

11 契約の解除

(1) ネーミングライツパートナーを決定した後、ネーミングライツパートナーが要綱第19条の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、取消しをすることができます。この場合、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。

(2) ネーミングライツパートナーを更新しない場合かつ、新しいネーミングライツパートナーが決定した場合、原状回復に必要な経費は事業者間の協議により決定するものとします。

12 リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置した看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネ

ーミングライツパートナーが負うこととします。

1 3 問合せ先

政策推進部 経営戦略課

電 話：0569-72-1111 Eメール：keiei@town.taketoyo.lg.jp